製品安全データシート

改訂日：2007年11月22日

1. 製品及び会社情報

製品名	o-キシレン
会社名	米山薬品工業株式会社
住所	大阪市中央区道修町２丁目３番１１号
担当部門	品質管理課
電話番号	(06)6393-4001
FAX番号	(06)6396-7714
緊急連絡先	米山薬品工業（株）三国工場
整理番号	BB0105

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体： 区分3
健康に対する有害性	急性毒性（経口）： 区分5 皮膚腐食性・刺激性： 区分2 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性： 区分2A 生殖毒性： 区分2 特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）：区分3（麻酔 吸引性呼吸器有害性： 区分1
環境に対する有害性	水生環境急性有害性： 区分1 水生環境慢性有害性： 区分1

＊記載のないものは「分類対象外」,「分類できない」または「区分外」。

ラベル要素

絵表示又はシンボル

注意喚起語	危険
危険有害性情報	引火性液体および蒸気 皮膚刺激 強い眼刺激 飲み込むと有害のおそれ（経口） 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い 眠気又はめまいのおそれ(麻酔性) 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ 水生生物に非常に強い毒性
注意書き	【安全対策】 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこ 使用前に取扱説明書を入手すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけ ること。-禁煙。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用するこ と。静電気放電や火花による引火を防止すること。 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けるこ 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 環境への放出を避けること。 【救急処置】 火災の場合には適切な消火方法をとること。 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやす い姿勢で休息させること。 飲み込んだ場合：無理して吐かせないこと。

眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚（又は毛髪）に付着した場合：直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
ばく露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。
漏出物は回収すること。
【保管】
容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成､成分情報

単一製品･混合物の区別	単一製品
化学名	o-キシレン
成分及び含有量	９８％以上
危険有害成分	o-キシレン
化学式又は構造式	◇分子式…Ｃ８Ｈ１０ ◇示性式…Ｃ６Ｈ４（ＣＨ３）２
官報公示整理番号	◇化審法…（３）－３；（３）－６０ ◇安衛法…公表
CAS No.	９５－４７－６ ◇TSCA…有り ◇EINECS…２０２４２２２

4. 応急措置

眼に入った場合	１．１０～１５分間水で洗浄する。 ２．医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	１．この物質でぬれた衣服、靴、靴下を脱がせる。 ２．接触した部位を水で洗浄する。 ３．医師の診断を受ける。
吸入した場合	１．新鮮な空気の所に移す。 ２．呼吸停止の場合、直ちに人工呼吸。 ３．場合によっては酸素吸入。 ４．医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	１．口をすすぐ。安静。医師に連絡。

5. 火災時の措置

消火方法	
消防活動装備	１．防護衣。 ２．空気呼吸器。 ３．循環式酸素呼吸器。 ４．ゴム長靴。
消火剤	１．粉末、二酸化炭素、泡、水噴霧。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	作業の際には適切な保護具を着用し風上から作業して、風下の人を退避させる。
環境に対する注意事項	河川等へ排出され環境への影響を起こさないように注意する。
除去方法	１．危険を伴わない場合は、漏洩部をふさぐ。 ２．処理困難ならば危険区域からの撤退。 ３．全ての発火ソースを閉止する。 ４．活性炭吸着剤で覆い密閉容器へ取り上げ収納、戸外へ移す。 ５．漏洩物を完全除去し、区域換気、清掃を行う。

６．出火防止のために消火準備をする。
７．大量の流出は、土砂等で流出拡大防止を図り、回収する。
８．少量の流出は、乾燥砂、油処理剤等で回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

注意事項
引火性である。吸入したときおよび皮膚に接触したとき有害である。皮膚を刺激する。

安全取扱い注意事項
子供の手の届かない場所に保管する。眼に入らないようにする。

取扱い
１．裸火禁止、火花禁止。
２．密閉、換気、防爆型の電気装置と照明を使用。
３．液状であれば、帯電を防ぐ（例えばアースを用いて）。
４．充填、取り出し、取扱い時に圧縮空気を使用してはならない。
５．青少年、小児への暴露を避ける。
６．作業中は飲食、喫煙をしない。
７．有毒。
８．眼、皮膚を刺激する。
９．眼、皮膚、衣服への接触を避ける。
１０．蒸気の吸入を避ける。
１１．取扱後に充分に洗浄する。

保管
１．耐火構造。
２．冷乾所で完全密封保管。

安全な容器包装材料
ガラス

8. 暴露防止及び保護措置

安全管理上の留意事項
１．火気厳禁とする。
２．漏洩部飛散した場合の処理時でも防護衣の上に防火服を着装すること。

許容濃度
ACGIH（２００３年）
TLV－TWA　１００ppm（皮）
４３４mg／m３（皮）
TLV－STEL　１５０ppm（皮）
６５１mg／m３（皮）
日本産業衛生学会勧告値（２００３年）　５０ppm
２１７mg／m３
OSHA PEL TWA　１００ppm
NIOSH REL TWA　１００ppm
MSHA TWA　１００ppm（皮）
２００ppm／１０M（上限値）
４４０mg／m３（皮）

設備対策

安全管理･ガスの検知
１．測定器：可燃性ガス・有毒ガス測定器、可燃性ガス警報器、ガス検知器
２．検知管：炭化水素用

貯蔵上の注意
１．耐火構造。

保護具
１．換気、局所排気または呼吸用保護具。
２．保護手袋。
３．安全眼鏡。

9. 物理的及び化学的性質

外観等
無色の透明液体。

密度(比重または嵩比重)
０．８８０２（２０℃）

溶解性
水に不溶、アルコール、エーテルに易溶。水への溶解度：０．０２g／１００ｍｌ（２５℃）。

pH
該当情報なし。

爆発限界
１．０～６．０vol.%（空気中）。

沸点
１４４．４℃

融点	－２５～－２３℃
引火点	３２．２℃；１７～２３℃（IMDG）
発火点	４６０～４６５℃

10. 安定性及び反応性

危険有害な分解生成物	一酸化炭素
加熱･燃焼	危険性有 １．液体が熱されると空気より重く、有毒な爆発性混合気が生じる。 ２．この混合気は高温の物体との接触、火花または裸火で発火する。 ３．加熱により容器が爆発することがある。 ４．燃焼により有毒ガスが発生する。
水との接触	危険性無
空気との接触	危険性有 １．暖かい日や液体が熱せられている場合には、空気より重く、有毒な爆発性混合気が生じる。
混触等	危険性有 １．強酸化剤、濃硝酸、濃硫酸、溶融硫黄とは反応する。 ２．ゴムは腐食され、溶解する。 ３．塩素酸塩類、硝酸塩類との混触により発火、爆発することがある。

11. 有害性情報

皮膚に触れた場合	１．継続して作用すると皮膚を刺激する。 ２．皮膚炎をおこす。 ３．皮膚の乾燥、ざらつき。
眼に入った場合	１．刺激は眼を刺激する。 ２．薬傷を起こす。 ３．光恐怖症。
吸入した場合	１．低濃度の場合、頭痛、めまい、咳。 ２．高い蒸気濃度の場合、陶酔状態と興奮状態から深い意識喪失、その後、呼吸麻痺とけいれんが起こりうる。（RTECS）
急性毒性	
吸入毒性	マウスLCLo：３０g／m３ ラットLCLo：６，１２５ppm／１２H ヒトLCLo：６，１２５ppm／１２H
経口毒性	ラットLDLo：５g／kg
がん原性	IARC；グループ３ ACGIH；A４

12. 環境影響情報

生態影響	ニジマスLC５０（９６hrs）；７．６mg／l グッピーLC５０（９６hrs）；１２．０mg／l
分解性･濃縮性	微生物等による分解性が良好と判断される物質。（化審法既存点検）

13. 廃棄上の注意

１．アフタバーナーおよびスクラバー付きのインシナレーター（灰化炉）の中で焼却。燃え易いので十分注意しながら点火すること。
毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準の制定について（厚生省・通知）参照。

14. 輸送上の注意

運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。

IMDG	クラス３　等級II

ICAO／IATA	クラス３　等級II　PAT３０５（５ｌ）Y３０５（１ｌ）CAO３０７（６０ｌ）
国連番号／国連分類	UN１３０７（キシレン）クラス３

１５. 適用法令

化学物質管理促進法(PRTR法)	第２条第１種指定化学物質
消防法	第２条危険物第４類第２石油類非水溶性液体（１，０００ｌ）
毒物及び劇物取締法	第２条別表第２劇物（キシレン）
悪臭防止法	施行令第１条特定悪臭物質
労働安全衛生法	施行令別表第１危険物（引火性の物） 施行令第１８条名称等を表示すべき有害物（キシレン及びこれを含有する製剤その他の物、ただし含有量が５％以下のものを除く。）、施行令第１８条の２〔名称等を通知すべき有害物（ＭＳＤＳ対象物質）〕 施行令別表第６の２有機溶剤（第２種有機溶剤）
海洋汚染防止法	施行令別表第１有害液体物質（C類）
船舶安全法	危規則第３条危険物等級３引火性液体類（正３容器等級２）
航空法	施行規則第１９４条危険物引火性液体（G等級２）
港則法	施行規則第１２条危険物（引火性液体類）

１６. その他の情報

引用文献	化学品安全管理データブック(化学工業日報社)

記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の数値は保証値ではありません。危険･有害性の評価は、現時点で入手できる資料･情報　データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅した訳ではありませんので取り扱いには十分注意して下さい。